

総合評価基準書(直営型)

社

署名:

(価格点:技術点=1:2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点:価格点=(1-入札価格/予定価格)×100点

II 技術点:

評価項目	評価基準	配点				必須			
		S	A	B	C				
1. 事業内容、独自提案の内容及び実施方法(創造性、新規性等)(価格と同等に評価できない項目)		100				※1			
事業の目的との整合性	・事業の目的に沿った企画を作成しているか。	10	—	—	0		○		
医療労務管理アドバイザーの配置	・医療労務管理アドバイザーの委嘱について、適任者を確実に配置できるか。(適任か否かは経歴や資格等で確認)(委嘱予定の候補者を掲示すること。(なお受託した場合は、提示された候補者に実際に委嘱がなされたか報告を求める予定であること))	15	8	4	0				
医療労務管理アドバイザーの適性	・医療労務管理アドバイザーの専門分野は、医療機関における労務管理に関する支援を実施するのに十分であるか。 ・社会保険労務士資格、特に医療労務コンサルタント認定を得たものが配置される予定であるか。	15	8	4	0				
支援センターの利用勧奨業務及び周知・広報	・本事業の活用が図られるような利用勧奨及び創意工夫された周知・広報を行うことができるか。 ・センターの認知度を高め、利用者が増えるような、効果的な周知・広報の手法、及び利用勧奨業務の実施が提案されているか。	10	5	3	0				
個別支援業務、医師労働時間短縮計画の策定支援業務、特別支援業務	・勤務環境改善に自主的に取り組む医療機関に対して労務管理全般にわたる支援等を実施できる体制が確保されているか。 ・支援の質を向上させるための取組が具体的に提案されているか。その内容につき、医療機関が抱える課題を掘り下げ、その解決に向けた対応策を提案するものとなっているか	10	5	3	0				
相談対応業務	・医療機関からの労務管理全般に関する相談、労働基準関係法令の内容に関する照会等に対して事業実施年度を通じて対応できる体制が確保されているか。	10	5	3	0				
運営協議会、実務者セミナー及び研修会の円滑な実施等	・労働局等と連携を図り、運営協議会や研修会の円滑な実施等のために必要な事項を実施できる体制が確保されているか。また都道府県等と協力ができる体制が確保されているか。	10	5	3	0				
医療労務管理アドバイザーへの研修	・医療労務管理アドバイザーに対する研修実施体制が確保されているか。また内容は適切なものか。	10	5	3	0				
関係機関との連携	・委託者、都道府県衛生主管部(局)、医療関係団体などと連携を図る体制が整っているか。	10	5	3	0				
2. 事業実施主体の適格性		100				※2			
実施体制の適格性	・事業の実施方法(人員の確保・作業手順)が妥当であるか。	10	—	—	0		○		
	・事業の実施スケジュールが仕様書の履行期限に照らして実現可能なものとなっているか。	15	8	4	0				
	・国からの要望に迅速・柔軟に対応できる体制を整えているか。	15	8	4	0				
知見、専門性等の有無	・当該事業に関する知見、ノウハウを有しているか。	15	8	4	0				
実績の有無	・過去に類似業務を実施しているか。	10	5	3	0				
ワークライフバランス等の推進に関する指標	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) ・1段階目(※1) 6点 ・2段階目(※1) 10点 ・3段階目 12点 ・ブラチナえるぼし 15点 ・行動計画(※2) 3点 ※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)) ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・ブラチナくるみん認定企業) ・くるみん(平成29年3月31日までの基準) 6点 ・トライくるみん 7点 ・くるみん(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準) 9点 ・くるみん(令和4年4月1日以降基準) 10点 ・ブラチナくるみん 15点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースフル認定 9点 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行う)	15	12	10	9	7	6	3	0
賃上げの実施	【入札者が大企業の場合】 ・事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは前年比)で、給与所得者一人当たりの平均支給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること 【入札者が中小企業等の場合】 ・事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは前年比)で、給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること	10	—	—	0				
経理処理能力の適格性	・事業を行う上で一般的な経理処理能力を有しており、事業に係る会計を適切に管理するための体制を整えているか。	10	5	3	0				

※1 創造性、新規性等100 ※2 価格と同等に評価できる項目100 合計200

(注)必須項目については、C判定(0点)が1項目でもあれば、委員で協議を行い、不合格か否か決定する。